

学校感染症による出席停止について

学校感染症に罹患した場合、学校保健安全法施行規則第18条19条に基づき、「出席停止」となります。出席停止期間については、下表のように規定されています。

医師の診断を受けましたら、下記を記入していただき、登校時に学級担任へ提出してください。

	対象疾病	出席停止の期間の基準
一種	感染症法一類感染症・二類感染症，新型コロナウイルス感染症	治癒するまで
二種	インフルエンザ (鳥インフルエンザ(H5N1)を除く)	発症した後5日，かつ解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	特有な咳が消失するまで，または5日間の適正な抗菌薬による治療が終了するまで
	麻疹(はしか)	解熱後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺，顎下腺または舌下腺の腫脹が出現した後5日を経過し，かつ全身状態が良好となるまで
	風疹(三日ばしか)	発疹が消失するまで
	水痘(みずぼうそう)	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	結核，髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
三種	コレラ・腸管出血性大腸菌感染症・流行性角結膜炎・急性出血性結膜炎など・ <u>その他の感染症(溶連菌感染症，感染性胃腸炎など)</u>	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで

主治医殿

御多忙中，誠に恐縮ですが，下記を御記入いただき生徒にお渡しくださいますようお願い致します。なお，学校では感染症の疑いの場合も出席停止になりますので，その旨御記入ください。

年 組 氏名

1 診断名

2 期間

令和 年 月 日 () ~ 月 日 ()

令和 年 月 日

医療機関名

医師御氏名
